

バリアフリー施策の取組の現状

平成27年1月16日

国土交通省 総合政策局安心生活政策課

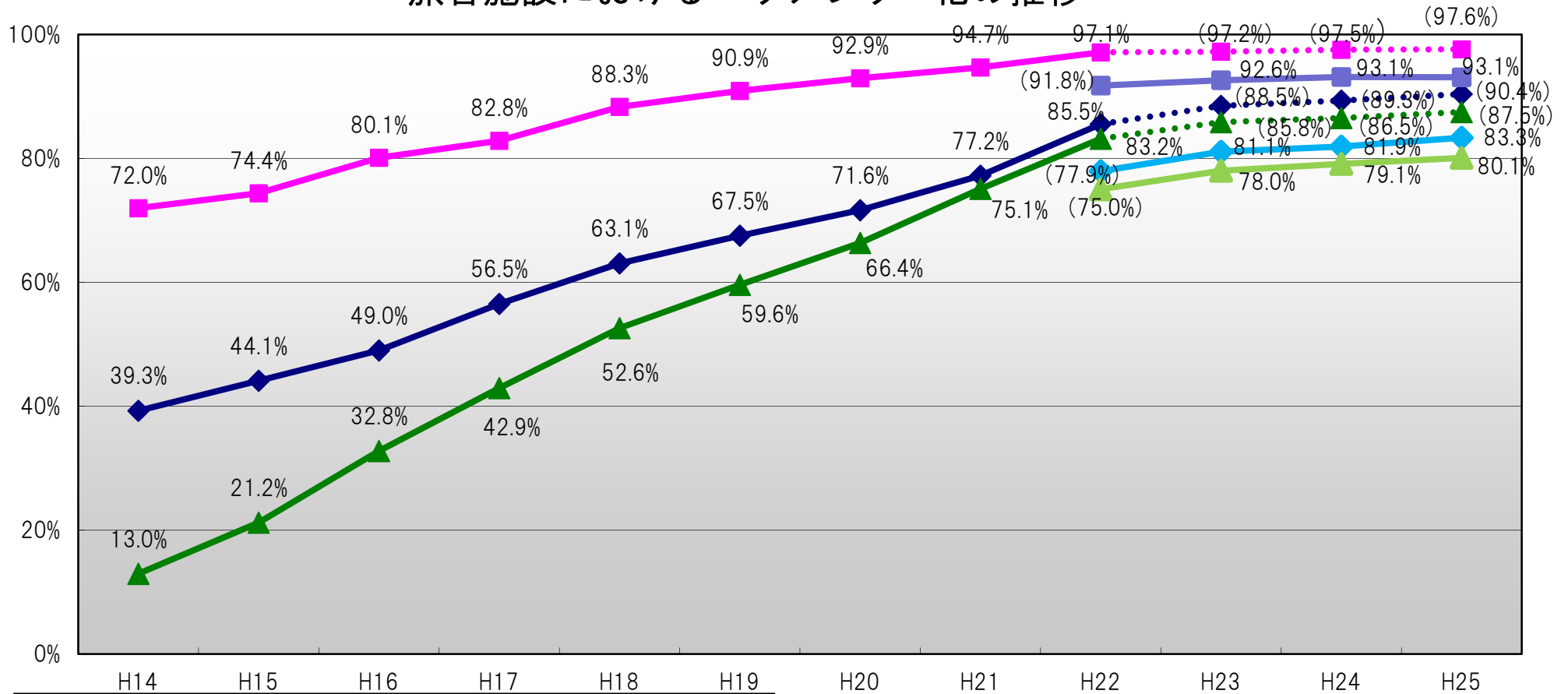
①-1 旅客施設のバリアフリー化の推移

●整備目標の達成状況

○一日当たり平均利用者数5,000人以上の旅客施設については、バリアフリー化が着実に推進。
 ○平成23年の基本方針改正による新たな目標についても、着実に進捗。

旅客施設におけるバリアフリー化の推移

(公共交通移動等円滑化実績等報告)

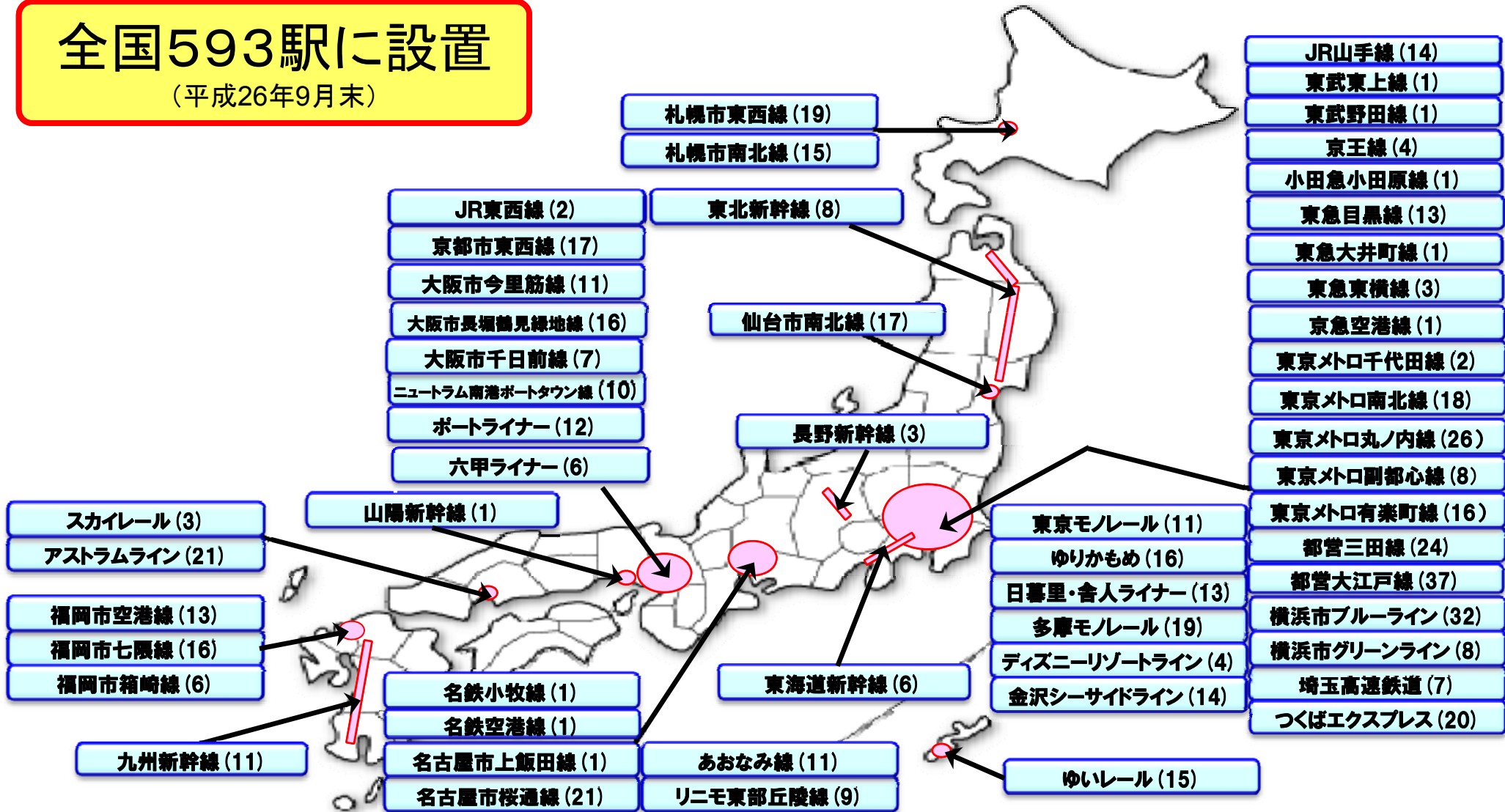


<p>1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上 (H23年度の数値については参考)</p> <p>◆ 段差解消 ■ 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ</p>	<p>1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上 (H22年度の数値については参考)</p> <p>◆ 段差解消 ■ 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ</p>
---	---

①-2ホームドアの設置状況(平成26年9月末)

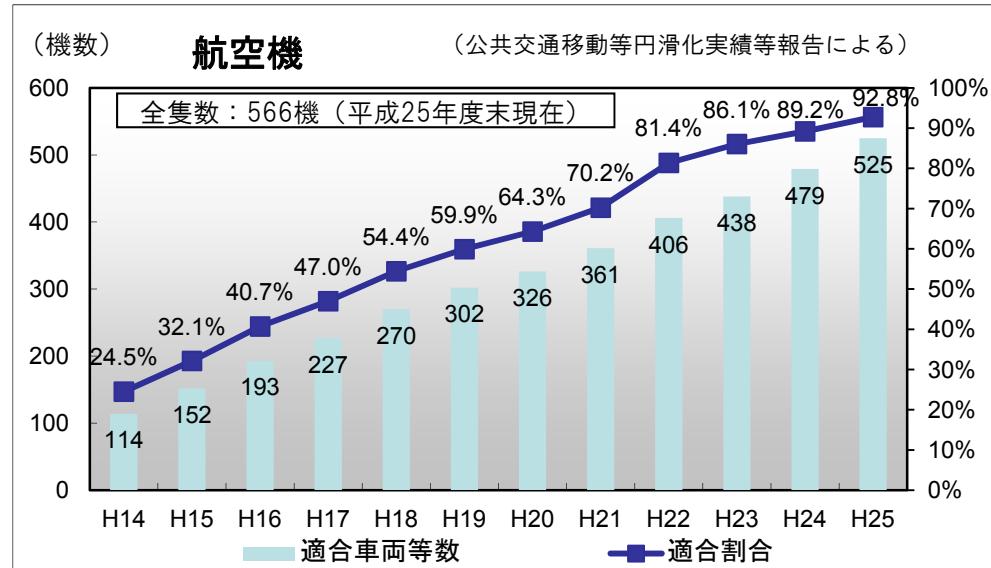
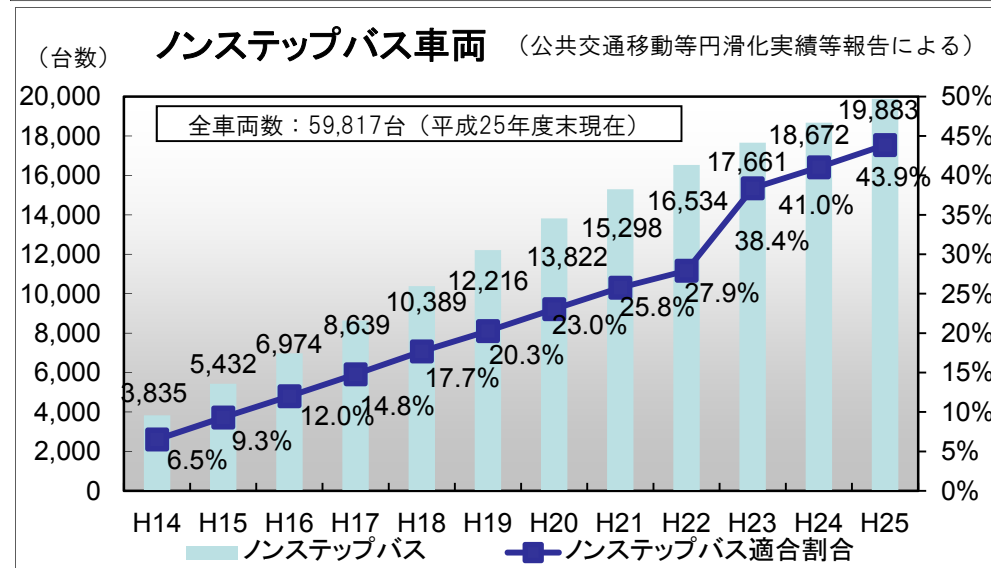
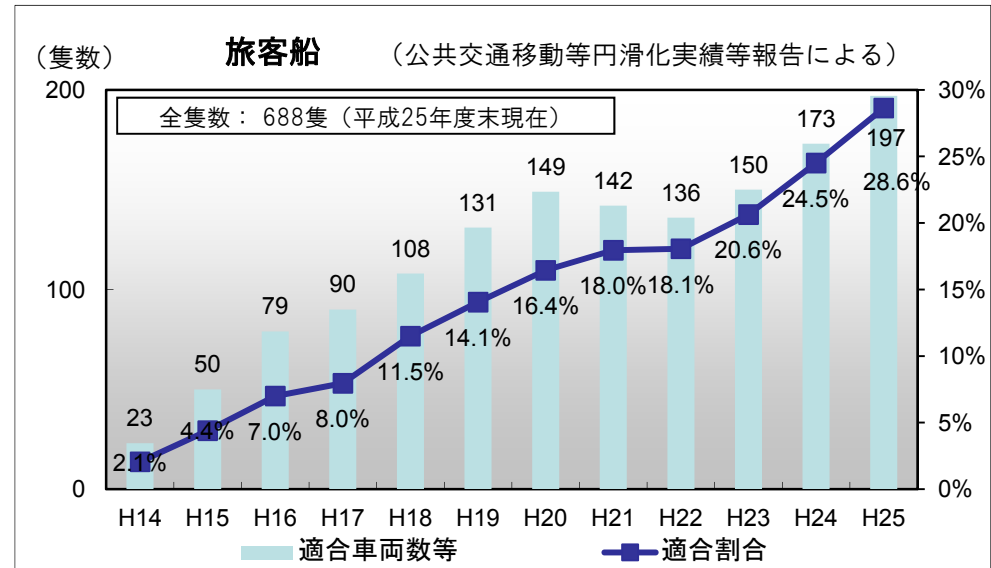
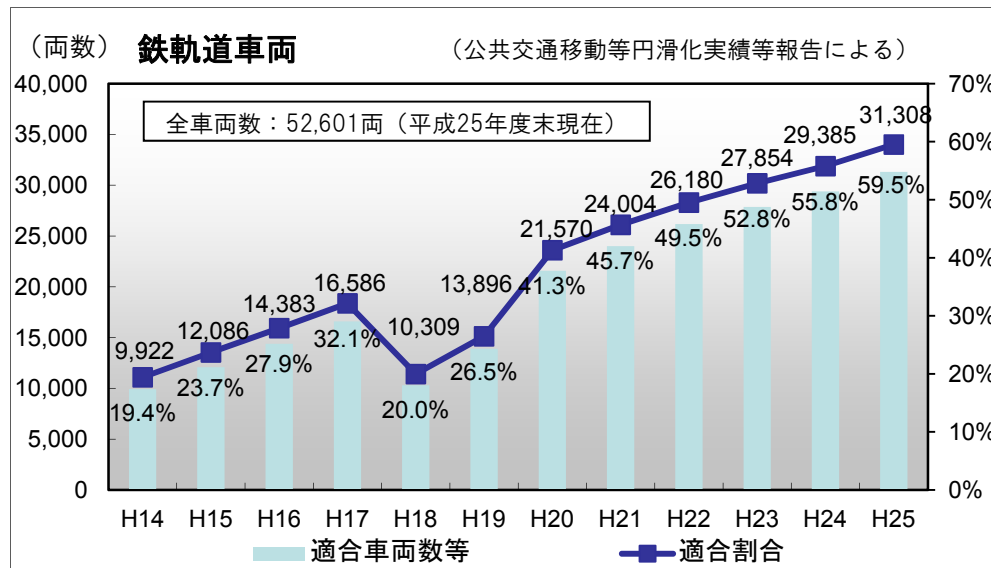
○平成26年3月末に比べ、全国のホームドア設置数は10駅増加し、合計で593駅。
 ○今後も引き続き、補助等の財政支援や技術開発支援により、設置を進めていく予定。

全国593駅に設置
 (平成26年9月末)

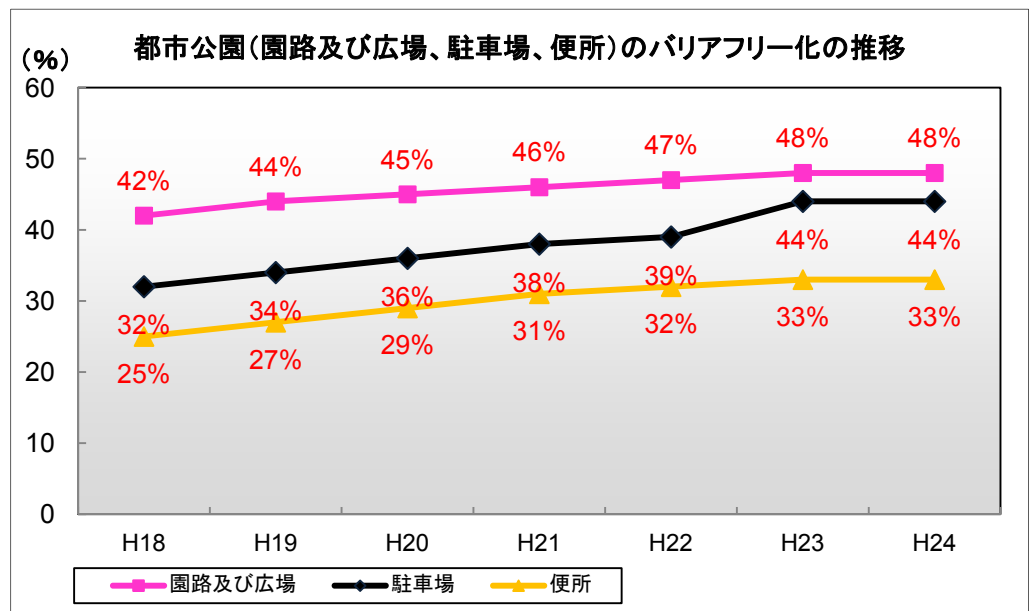
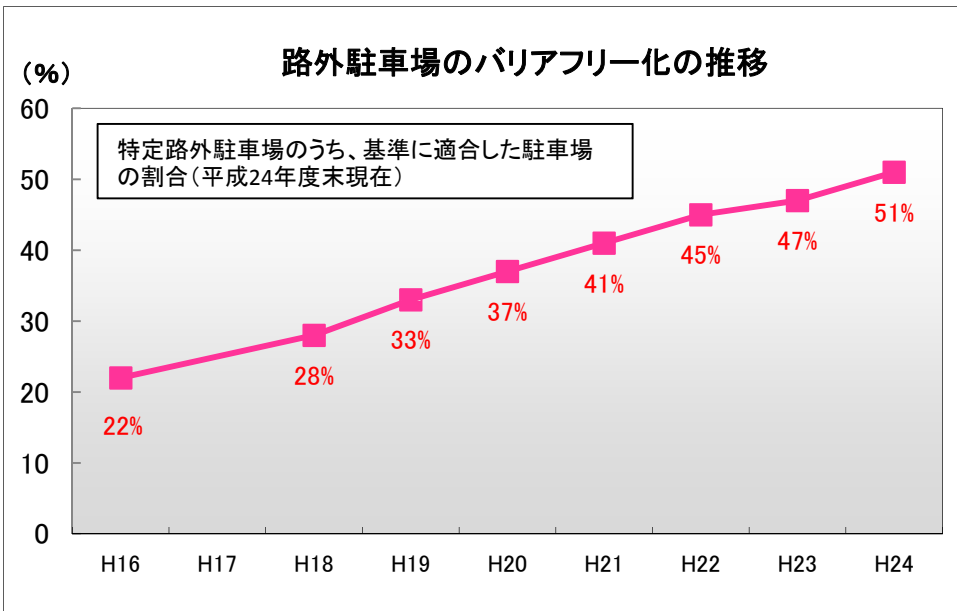
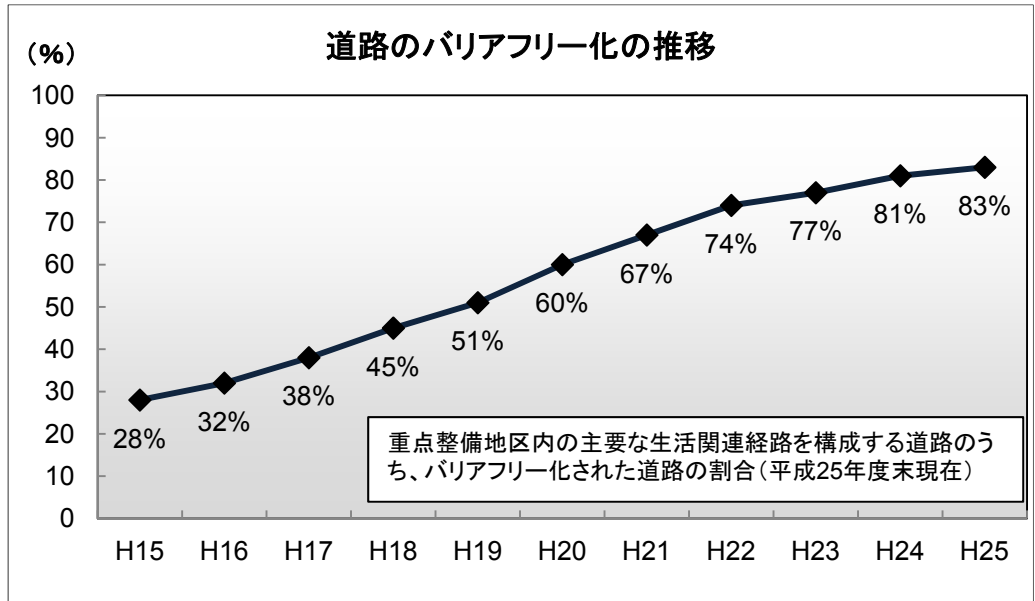
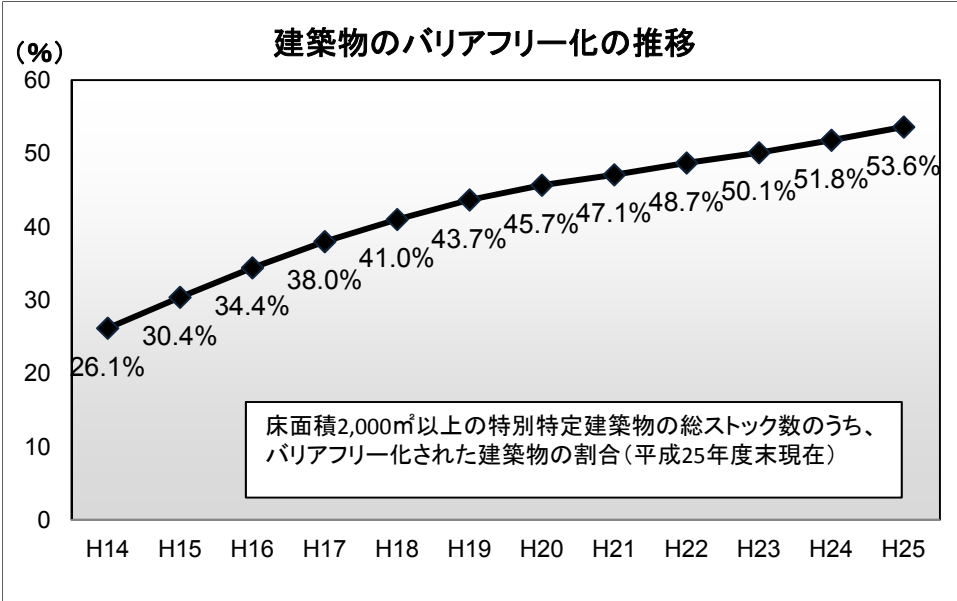


①-3車両等のバリアフリー化の推移

○概ね順調にバリアフリー化が進捗。
 ○平成23年の基本方針改正による新たな目標の達成に向けても、着実に進捗。



①-4 建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移

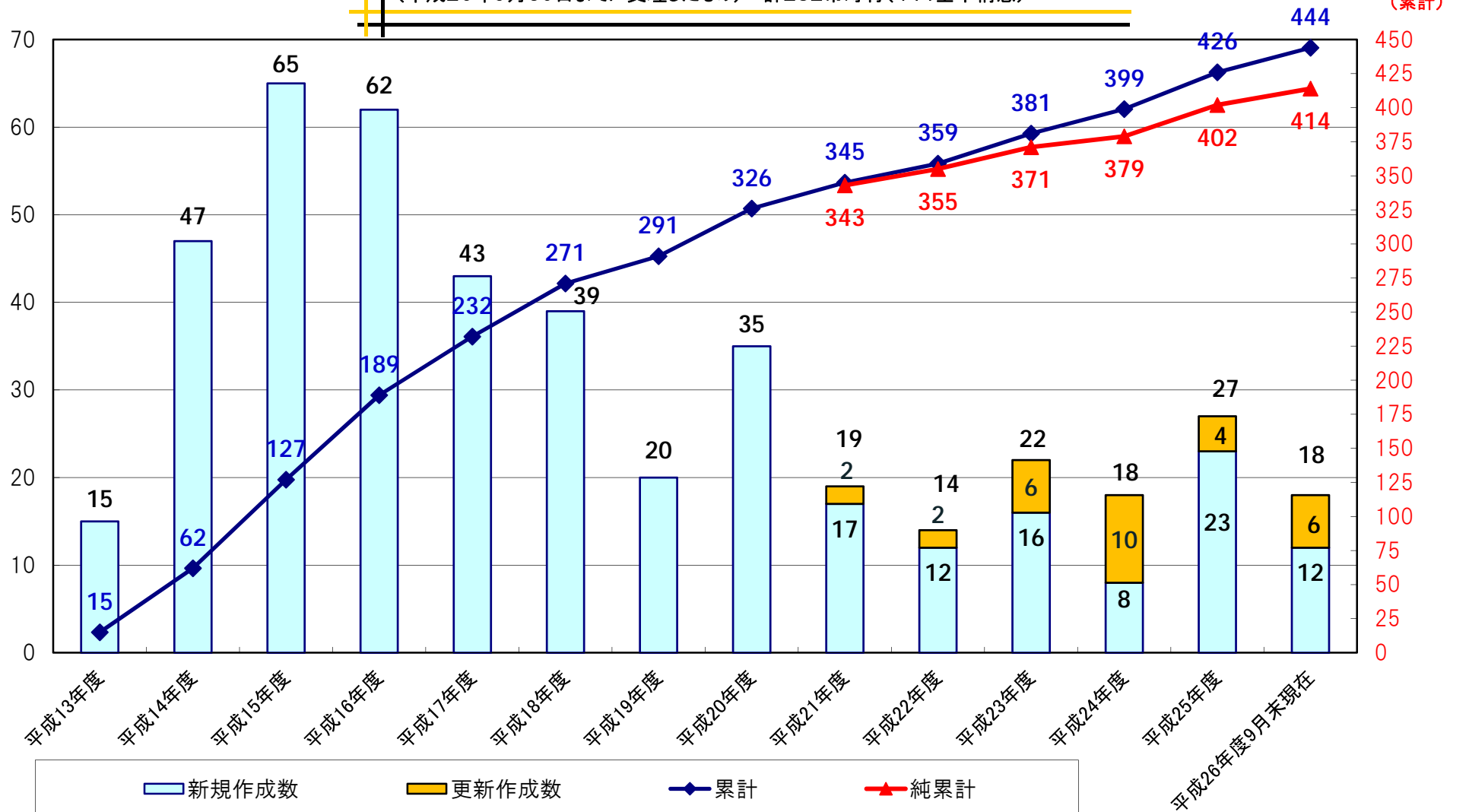


①-5バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

作成状況

バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成26年9月30日までに受理したもの) 計282市町村(444基本構想)



全国バリアフリーネットワーク会議及び地方バリアフリー連絡協議会のあり方について

○経緯等

全国バリアフリーネットワーク会議は、国土交通省のバリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的改善)を図るため、広く関係する全国の高齢者・障害者団体、施設設置管理者団体、学識経験者、行政機関等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の提案や意見交換等を行うため平成19年度に設立。併せて、地方ブロック単位でも、同様の趣旨により関係者が一堂に会し、地域の実情に応じたよりきめ細かいバリアフリー化の進展に寄与することを目的として地方バリアフリー連絡協議会を設立。

全国バリアフリーネットワーク会議及び地方バリアフリー連絡協議会については、平成24年8月に公表した「バリアフリー法施行状況検討会の検討結果」において「今後の取組みの方向性」が示され、地方局等とも連携し、両会議のあり方の見直し検討を進めている。

○今後の方向性

全国バリアフリーネットワーク会議

- バリアフリーに関する取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の提案や意見交換など、全国的な見地から議論。
- 地方バリアフリー協議会等における懸案のうち、下記統一テーマに係る報告の集約・分析など、中央において検討が必要なものについては全国会議において議論し、その結果を地方にフィードバック。

地方バリアフリー連絡協議会

- 身体障害のみではなく、知的障害、精神障害、発達障害といった様々な障害当事者を会議のメンバーとする等、幅広い意見を受け止められる場とするよう努める。
- 地域横断的に検討が必要な案件については、本省において、地方バリアフリー連絡協議会で議題とする統一テーマを提示し、少なくともそのテーマに関しては地方バリアフリー連絡協議会において議論を行う。
※平成26年度は、障害者差別解消法の施行に向けた対応要領・対応指針の策定が喫緊の課題のため、以下の項目を統一テーマとした。

(1)公共交通機関等のバリアフリー化(設備、接遇面等の取組みの現状把握)

- 障害者団体及び公共交通機関等事業者から、以下についての事例を収集。
 - ・公共交通機関等のバリアフリー設備について、「使いやすい・使いにくい」事例や利用者等から寄せられている要望・苦情、対応等
 - ・公共交通機関等事業者の職員等の接遇に関すること
 - ・乗車拒否、取扱い拒否等の事例や職員の接遇の取組み等の実態(必ずしも地方バリアフリー連絡協議会のテーマとしなくても可。可能な範囲で事例収集。)

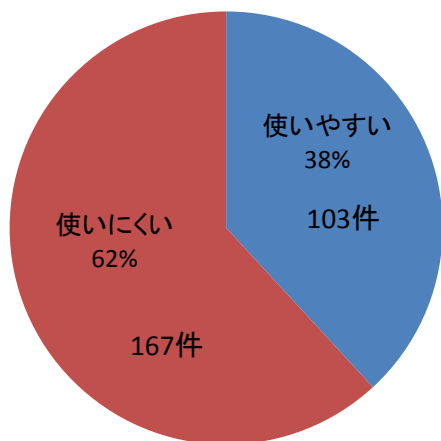
(2)地方自治体のバリアフリー施策(現状や課題、接遇事例等に係る情報収集)

- 地方自治体から、ハード、ソフト両面のバリアフリー施策の現状や課題、接遇事例、障害者差別禁止条例等の有無等を収集。

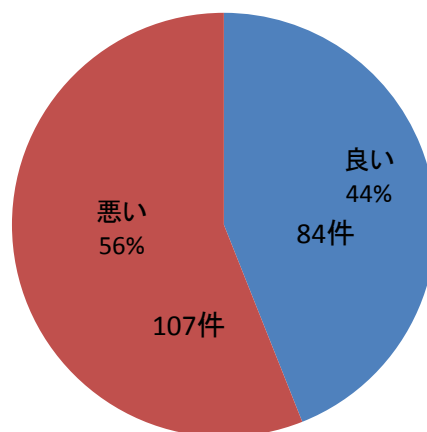
- 上記統一テーマについて情報収集し、ブロック毎の協議会において集約、本省への報告を基本とするが、各地域の実情に応じ、対応。

平成26年度統一的テーマ集計結果

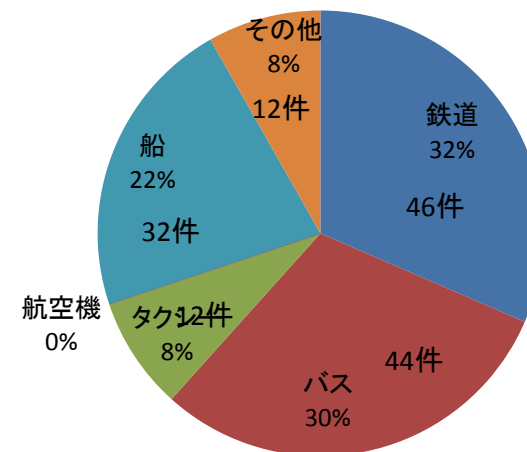
公共交通機関等のバリアフリー設備



公共交通機関等の職員等の接遇



事業者への要望件数



地方自治体

地方自治体のバリアフリー施策の課題件数	366件
地方自治体の接遇に関する要望件数	35件
障害者差別禁止条例の制定件数	9件

平成27年度統一的テーマ

統一的テーマ（案）：バリアフリー基本構想の作成促進のための取組みについて

○現状と課題

- 少子高齢化が進む中、まちなかにおける移動の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠
- また、都市部に比べ対応が遅れている地方部において、例えば、施設の集約化にあわせた面的なバリアフリー化を進めるなど、地方創生に資する取組を進めることが求められている
- 面的・一体的なバリアフリー化は、これまで主に基本構想制度を活用し、全国で取組が進められてきたところ
- 市町村が取組を行う際に活用される、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」は作成から6年が経過しており、以下のような問題が提起されている
 - ・地域特性に応じたバリアフリー整備の具体的事例が示されておらず、特に地方部でのバリアフリー化の取組が進まない
 - ・心のバリアフリーなどソフト面での具体的記述が少なく、ソフト面でのバリアフリー化の取組が進まない
 - ・作成済みの基本構想の評価や変更手続きの方法が示されておらず、既存の基本構想の見直しが進まない

基本構想作成の参考となるガイドブックの見直しが必要

○調査の内容

当事者等の参画する検討会の設置

学識経験者や障害者団体等の当事者、市町村等からなる検討会を設置し、ガイドブックの改訂案について議論

ガイドブックの見直しに関する検討

- ・地域特性に応じたバリアフリー整備の取組事例
 - ・ソフト面での取組事例
 - ・基本構想見直し取組事例
- について収集し、障害者、高齢者、施設管理者等の多様な主体の視点を踏まえた取組内容の分析を行った上で、観光地や積雪地域などの類型毎に今後市町村が基本構想の策定・見直しを行う際の留意点や活用方法を整理し、ガイドブックの記載内容の追加・修正を行う

○結果の周知・活用

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」改訂版の作成・公表

- ・会議の場やHPなどを活用した見直し後のガイドブックの周知
- ・バリアフリープロモーター派遣による基本構想策定サポート

基本構想に基づく全国レベルでの面的バリアフリーの促進

○現状と課題

2020年オリンピック・パラリンピックにおける外国人、障害者の大量来訪の対応のため、また、今後の高齢社会の対応のため、旅客施設等における誘導サイン等案内設備の改善が喫緊の課題となっている。

【現状】

- ・複雑化する複合ターミナル等における移動分岐点での誘導案内情報の欠如
- ・施設設置管理者が異なる場合の表示の不統一、不連続
- ・情報量の多さによる分かりづらさ 等

障害者、高齢者のみならず、日常的に公共交通機関を利用しない者や他地域からの旅行者等にあつては、サインの発見が困難な場合や、サインが提供する情報の意味が分からないなど、移動に不都合が生じている現状がある。

旅客施設等における誘導サイン等案内設備の整備に関する検討会を設置し、以下の点について調査

○調査内容等

検討会のメンバー

国、学識経験者、自治体(まちづくり部局)、施設設置管理者、交通事業者、施設利用当事者等

調査内容

- ・利用する障害者、高齢者等へのヒアリングによる問題点・ニーズの把握
- ・ターミナル駅等における誘導サイン等案内設備の現状調査
(案内設備の設計思想、現状施設における案内設備に関する利用当事者からの声、まちづくり部局等との協議状況、施設設置管理者間における協議状況等 > 好事例、不都合が生じている事例等を整理)
- ・海外における事例調査
等を実施し、案内設備の問題点と改善策について検討。

報告書とりまとめ

公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編)への反映

○現状と課題

- ・バリアフリー法に基づく「基本方針」等に定める整備目標に向けて、バリアフリー化の取組を着実に推進している。
- ・一方で、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、大会の円滑な実施のため、さらにその後の我が国の高齢社会にも対応したあらゆる人に優しいまちづくりにつなげていくため、首都圏を中心として、主要駅や観光地周辺等のバリアフリー化のさらなる進展を図る必要がある。
- ・このため、国、自治体、事業者等が一堂に会し、首都圏の主要駅等におけるバリアフリー化の課題を把握するとともに、大会開催や来るべき高齢社会に向けた今後のバリアフリー化のあり方について検討し、関係者間で合意を得る必要がある。

首都圏における今後のバリアフリー化のあり方等に関する検討会を設置し、以下の点について調査

○調査内容

①調査対象

オリンピック・パラリンピック競技場周辺、乗り換え駅、大規模ターミナル、主要な観光地等からそれぞれ対象エリアを選定し、周辺も含め一体的に調査

②調査・検討内容

- ・対象エリアの現状や事業者による今後の整備計画、自治体による基本構想やまちづくり計画等の内容を調査・分析
- ・平時及びイベント開催時等における障害者等の需要を調査
- ・障害者等の利便性を踏まえた2ルート(乗り換え経路を含む)以上のバリアフリー化の必要性について検討
- ・駅周辺も含めた連続的なバリアフリー経路のあり方について検討 等

③検討会やワークショップの開催

- ・関係者による検討会の開催
(メンバー) 国、学識経験者、大会組織委員会、東京都、特別区、障害者、交通事業者等
- ・障害者等を交えての実地調査(ワークショップ)やヒアリング調査等の実施

調査対象エリアにおけるバリアフリー化の課題等を示すとともに、今後の高齢社会も見据えたより高いレベルのバリアフリー化の方針をとりまとめ

○調査結果の活用

- ・大会組織委員会による輸送運営計画の策定や、事業者・自治体による整備計画等の策定・見直しに反映
- ・調査結果を元に、必要に応じてバリアフリー基準やガイドライン等を改正し、首都圏以外の地域にも波及

大会の円滑な実施や、来るべき高齢社会に対応したあらゆる人にやさしいまちづくりを実現

④ バリアフリー化推進功労者表彰について

【表彰制度の概要】

- ◆ バリアフリー法の趣旨を踏まえ、国民の意識啓発を図るため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰する制度として、平成19年度に「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。
- ◆ 本省、地方整備局、地方運輸局などからの推薦案件について、有識者で構成される選考委員会による審査を経て、表彰案件を決定（5件程度）。

【表彰実績】

- ◆ ここ数年は20件前後の推薦があり、今回は23件の推薦に対し、5件を選定して表彰。

年度	第8回(H26)	第7回(H25)	第6回(H24)	第5回(H23)	第4回(H22)
表彰件数/推薦件数	5/23	5/21	5/23	4/19	5/19

- ◆ 今回の表彰案件は、城郭のバリアフリーなど新たな分野での取り組みが見られる。

表彰団体	取り組み内容
イオンモール株式会社	商業施設におけるユニバーサルデザインの取り組み
川崎市	ユニバーサルデザインに配慮した駅前広場整備
姫路市	城郭におけるバリアフリー化
佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター	温泉地のバリアフリー化
特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議	ユニバーサルツーリズムの取り組み

- ◆ 次年度以降も、このような優れた取り組みを表彰することにより、バリアフリー化の取り組みを推進する。

⑤ バリアフリー施策基礎研修

研修の目的・重点事項

高齢者、障害者等への理解を深めるとともに、障害当事者とのコミュニケーションや接遇方法を修得し、また、バリアフリーに係る研究や技術の最新の動向を修得することにより、バリアフリー施策の企画立案能力の向上を図り、円滑な業務の遂行に資する。

- ① 障害当事者（肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者等）の実体験に基づく日常生活や移動等における困難について理解
- ② 行政、住民、障害者、事業者等の様々なバックグラウンドを有する当事者の参加によるまちづくり合意形成の手法について修得
- ③ バリアフリー・ユニバーサルデザインをめぐる欧米やアジア等における動向について、地域公共交通、観光振興の観点も含めた今後の展開について修得。
- ④ 肢体不自由者、視覚障害者の疑似体験及びその介助を体験。



対象職員

- ① 本省、地方支分部局、外局及び沖縄総合事務局に勤務するバリアフリー担当職員
- ② 都道府県、政令指定都市、特別区及び市町村に勤務するバリアフリー担当職員
- ③ 交通事業者に勤務するバリアフリー担当職員



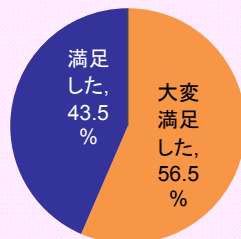
研修期間・実施場所

平成27年度実施計画

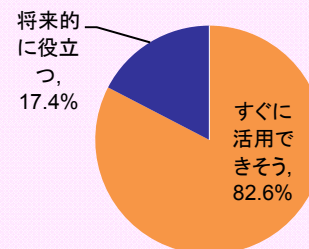
期間：平成27年7月13日（月）～7月17日（金）
場所：国土交通大学校柏研修センター
人数：30人

受講者の意見

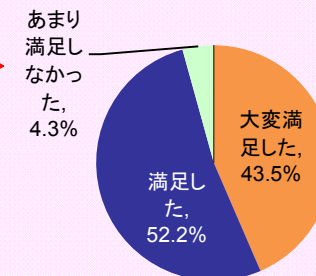
<全体的な感想>



<職場での活用>



<教科目編成>



※平成26年度研修受講者（23名）アンケートより

⑥ 公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する環境整備

I ベビーカー利用の現状と課題

- ✓ バリアフリー化の進展に伴い子ども連れでの外出が増加してきた結果、公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するトラブルや意識の差などが顕在化
- ✓ 交通事業者等の取り組みやベビーカーマークも、統一的な取り扱いではなく、事業者独自のものが多い
 - 平成25年6月に、実務者で構成される「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置して、ベビーカー利用に関する必要な事項を検討

II ベビーカー協議会とりまとめ(平成26年3月)

「子どもの安全を守る」「子育てしやすい環境をつくる」ために、利用者及び関係者が自主的に取り組むことをお願い事項として整理

- ① ベビーカーの安全な使用 [チラシ等により周知]
- ② ベビーカー利用への理解・配慮 [ポスター等により周知]
- ③ 統一的なベビーカーマークの作成

① チラシの例(鉄道)



③ 統一的なベビーカーマーク

案内図記号	禁止図記号 ※案内図記号と同一デザインを用いたもの

III 大臣報告(平成26年3月26日(水))



IV 広報・周知活動

平成26年5月1日～5月31日までの1ヶ月間、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」キャンペーンを実施

⑥公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する環境整備

V キャンペーン概要

協議会で取りまとめた「ベビーカー利用にあたってのお願い」を周知し浸透させるため、広く国民やサービスを利用する者への普及・啓発活動の一環として、協議会で作成したポスター及びチラシを活用したキャンペーンを実施。実施にあたっては、協議会構成員である各団体等を通じて、会員企業等への協力を呼びかけ。

VI キャンペーン実施結果

① 実施時期

- ・平成26年5月1日から31日までの1ヶ月間を集中取り組み期間として実施
- ・事業者によっては、上記期間に限らず対応可能な範囲で幅広く実施

② 実施内容

- ・鉄道・バス車両や駅・商業施設等において、ポスター掲示やチラシ配布などを実施
- ・独自の取り組みを実施している事業者もあり

③ 実施状況

- 鉄道: 37社(駅や車両にポスター掲示、チラシを駅等に置き配布。首都圏では5月20日に鉄道博物館において、イベントを実施)
- バス: 50社(営業所や車両に掲示、チラシを営業所等に置き配布)
- 旅客船: 45社(旅客船ターミナルや船舶にポスター掲示)
- 建築物: 空港ビル13社(空港ビルにポスター掲示、チラシを配布)
- 子育て関係イベント等においても、ポスター掲示やチラシを配布



VII ベビーカーマーク掲出事例



VIII ペアレンティングアワード受賞

育児雑誌メディアが中心となり、その年に話題を集めた「子育てにまつわるトレンド(ヒト・モノ・コト)」を表彰する「ペアレンティングアワード」を「ベビーカーマーク」が受賞。

平成26年12月4日に行われた授賞式には、協議会構成員の大森宣暁教授(宇都宮大学大学院教授)にご登壇いただいた。



IX さらなる取り組み

ベビーカー使用者のマナー向上や周囲の利用者の理解・協力を双方に引き続き呼びかける普及・啓発を図る協議会活動の一環として「子育て応援イベント」(平成26年12月12日)の開催や、「ホームページの立ち上げ」(今年度中)を予定

H26.9.30 国土交通省 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部（第2回会合）にて了承。

「バリアフリーワーキンググループ」の設置について

平成 26 年 9 月

1. 設置趣旨

バリアフリーについては、バリアフリー法に基づき基本方針を定め、2020年度末までの整備目標を決定して、計画的に取組みを推進しているところであるが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定したことを受け、関係事業者や地方自治体等の中には、上記整備目標を超えた取組みを行おうとしているところもある。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施やその後の超高齢社会も見据えたバリアフリー施策をより充実したものとし、また、国、地方自治体、関係事業者等の取組みが整合的・一体的に行われるよう、国土交通省においても、国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部の下に、副大臣を座長とする「バリアフリーワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」）を設置することとする。

2. 構成員

ワーキンググループの構成員は別紙のとおり。
また、ワーキンググループの下に幹事会を置く。

3. スケジュール（予定）

平成 26 年 9 月下旬	国土交通省 2020 年オリンピック・パラリンピック 東京大会準備本部（第 2 回） ・バリアフリーワーキンググループ設置の決定
10 月下旬	第 1 回バリアフリーワーキンググループ ・現状把握と今後の対応についての議論
平成 27 年 3 月頃	第 2 回バリアフリーワーキンググループ ・今後の対応策についての議論
6 月頃	第 3 回バリアフリーワーキンググループ ・今後の対応策や行程表の決定

（以降、決定された対応策や行程表に基づいてフォローアップ）

バリアフリーワーキンググループ構成員

座長	北川 イッセイ	国土交通副大臣
座長代理	西村 明宏	国土交通副大臣
副座長	うえの 賢一郎	国土交通大臣政務官
	鈴木 馨祐	国土交通大臣政務官
	青木 一彦	国土交通大臣政務官
構成員	本田 勝	国土交通事務次官
	徳山 日出男	技監
	佐々木 基	国土交通審議官
	石井 喜三郎	国土交通審議官
	武藤 浩	国土交通審議官
	西脇 隆俊	大臣官房長
	川元 茂	大臣官房官庁営繕部長
	瀧口 敬二	総合政策局長
	小関 正彦	都市局長
	深澤 淳志	道路局長
	橋本 公博	住宅局長
	藤田 耕三	鉄道局長
	田端 浩	自動車局長
	森重 俊也	海事局長
	大脇 崇	港湾局長
	田村 明比古	航空局長
	松脇 達朗	政策統括官
	久保 成人	観光庁長官

座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
ワーキンググループの事務局は、総合政策局安心生活政策課が担当する。